（定價金二錢）（日曜日休刊）

時事新報

第千五百六十四號
明治二十年四月十六日　土曜日
舊丁亥三月廿三日（辛亥）
日出午前五時二十八分　日入午後六時三十二分
月出午前一時三十二分　月入午後零時零六分
滿潮　午前十一時三十五分　午後
（西暦一千八百八十七年）

時事新報

洋學の前途に望む所あり

小野友次郎

蘭學といひ洋學といひ何れも外國傳來の學問なれども新に之を採用して我文明に益せんとする以上は其學問の許す限り之を人事の實際に適用せざるべからず何となれば學問と人事とを相接するの疎密遠近は大に文明の進歩に關係するものあればなり其實際適用の中にて文字と日常の讀み書きに用ゆるの法亦輕々視すべからざる箇條なれば今日洋學流行の世に當り横文字は如何にして書き其手本には何體を用ゆべきや漢字なれば楷行草の三體ありて從來子供の手習に兼用すれども横文字に在りては只漢字にていふ草書の一體あるのみ尤も版本新聞等の文字は恰も漢字の楷書に當ると雖ども此楷書は獨り印刷活版に用ゐて手を以て紙に書くべきものにあらざれば横文字の手習には楷書なしと云ふて可なり

今後愈々内地雜居の世となりて商賣に交際に彼我の關係日に繁密なるに至れば或は横文字を以て音信を通し或は手紙を贈り或は來狀を讀み其他證書受取等横文字讀み書きの必要は大に增すべきことにして其横文字は固より手を以て紙に書くものなれば洋學の士は今より横文字の手習を勵むこと最も大切なる可し唯四角なる印刷文字にのみ目を慣らしては後日大なる不覺を取て悔ゆることなしと云ふ可らず横文字手習の必要以て知るべきなり

然れば今の洋學者に望む所は横文字の手習を以て足れりとするや印刷用の楷書即ち刊行の原書を利用するの點に於ては更に所望なきやと尋ぬるに是亦大に然らず同じく印刷用の楷書を利用するにても之を以て徒らに書史故典を講じ却て當世外國の事情に迂濶なるの患なきにあらず横文字を以て外國の情を審にし當世の務を明にせんと欲すれば歐米に新著新聞新誌の發兌日に其幾千萬種なると知ふず近くい東京横濱にも數種の新聞紙あり然るを今の洋學者にして其一種をも讀まず以て目に一英字なきものと淺識寡聞の愚を同ふするの人あるは甚だ以て合點の行かぬことなり今や日本國内にて新聞と見て日新の事情を知るの要は普く人の許す所にして其有益無益の議論は業に已に經過して正に實行の最中なり而して横文字の新聞も日新の事情と記し然かも其記する所は廣く歐米諸國に渉て新知識と與ふるの大なるものにして其文字は四角なる印刷活字を用ゐ文の易く事の重要にして實際に有益なるは又書史故典の比に非ず然るを今の洋學者が其一己特有の利器即ち横文字を解するの能力を利用せずして自から甘んじて洋學を脩めざるの徒と伍を爲すとは抑も何の心ぞや學者の迂濶のみならず其不面目も亦極まれりといふ可し盲論出版の自由少なしとは今の洋學者が最も愚痴をこぼす所にあらずや然るに日本にて發行する横文字の新聞紙は其治外法權の下に立つの故と以て立言の自由自在なる日本新聞紙が之を言ひ之を記さんと欲して能はざる所を公にして少しも憚る所なきものあり學者は何を苦んで之を利用せざるや凡そ日本社會の事情より政府の内治外交の事に至るまでも京濱の横字新聞には巨細を記して隔靴の歎なく往々我輩をして大に時事を覺らしむるもの多し蓋し我輩が此横字新聞を讀んで之を解するは他なし横文字を知るの故にして或は我輩の身に得たる一種の特典と云ふも可ならん顧ふに日本國内我輩と同じく横文を解するものは斗量帚掃其幾千萬人なるを知らず此多數の洋學者は果して我輩と同じく此等の特典を利したるか若しも之を利せずして無學文盲の輩と拙を共にせざらんには是れは洋學者自身の罪にして愚痴を訴ふるの限りに非ず去れど今の洋學者は能く當世の急務を察して先づ手始めに横文字の手習と勵み横文字の新聞紙をも讀み其學問の主義は高きも低きも都て人事の實際に適用することゝ忘れず以て日本文明の進歩と推輓するの工風專一なる可し古に明にして今に通せず以て漢學者流の尤に倣ふ可らざるなり

夫れ漢學の我國に行はるゝや久し中世以降二千餘年上下擧て漢學の門に入り漢學は殆んと日本固有の學問なるが如くにして其間大家碩儒の輩出すること陸續踵を絶たず實に盛なるものと云ふ可し此盛なる勢の中に居て彼の漢學者流が事の實用に眼を着け左國史漢古文の研究をば第二の位に置き、せめて清の語を知り清の文を讀み以て近時の事情を審にするなどもありしならんには其日本の文明を益したるや決して少なからず現に今日に於ても必要缺く可らざるものならんに成立彼色が如く久しく流行彼れが如く廣くして其實用を爲すは齢三十年なる洋學の萬分一にも及ばざるは何ぞや只其學問を人事の實際に適用せざるの致す所あるのみ蓋し洋學者たる我輩が其人を目して腐儒とし其書と名けて死文とし日本文明の爲めに或は忠告し或は攻撃して止まざるも其漢學者が古に明かにして今に暗きが故なるに今の洋學者の中にも能く羅馬希臘の歷史を諳誦すれども今日西洋の事情を知らずミル、スペンサーの書を讀むには五行共に下るの勢あれども一葉の文通には大に時を費すなどの奇談あるは即ち漢學者流の尤に倣ふて二の舞をなすものと云ふ可し其後世子孫の譏を招くなと當に今日我輩の漢學者流に於けるの比にならざる可し

官報

○文部省告示第二號
明治十九年(十一月)文部省告示第三號高等中學校ノ設置區域第二條高等中學校ノ位置第五區ハ熊本トス
明治二十年四月十五日　文部大臣森有禮

○警察令第七號
目下地先下水定期浚渫ノ際ニ付各私有地内下水ハ區役所戸長役塲ヨリ指定スル日限内ニ於テ浚渫スヘシ
明治二十年四月十五日　警視總監　三島通庸　東京府知事　高崎五六

○東京府達第三十號　郡區役所　戸長役塲
今般警察令第七號ヲ以テ各私有地内下水浚渫ノ儀發令相成候ニ付テハ便宜日割チ定メ其部内ヘ相達シ且警察署ヘ協議チ遂ケ實際行屆候樣取計ヘシ
明治二十年四月十五日　東京府知事高崎五六

○東京府諭達第一號
土地不潔ナルカ爲メ傳染病ノ發生チ媒助スルハ内外ノ實例モ尠カラス昨十九年ニ於テ虎列剌病流行シ爾後全ク消熄ニ歸シタリト雖モ目下時氣漸ク温暖ニ向ヘルチ以テ潜伏ノ殘毒再ヒ萌動スルモ難測既ニ府下ニ於テ類似虎列剌病ニ罹リタル者モ之アリ此際若シ溝渠法ノ施行チ怠ル者アリテ其害チ公衆ニ及ホシ候テハ不容易儀ニ付各私有地内下水井溜井戸流芥溜便所等ノ破壊セルモノハ之レチ修理シ時々掃除シテ不潔ナラサル樣注意スヘシ
明治二十年四月十五日　警視總監　三島通庸　東京府知事　高崎五六

○辭令
明治二十年第一回仙臺醫術開業試驗主事トシテ出張チ命ス　内務三等技師　新藤二郎
明治二十年第一回仙臺醫術開業試驗委員チ囑託ス　陸軍一等軍醫　二階堂順庵
第三區土木監督署ヘ出張チ命ス　内務二等技師　古市公威
第二海軍區鎮守府建築地土木主任トシテ同所出張第三海軍區鎮守府建築地土木主任兼務トシテ同所出張被免更ニ第二海軍區第三海軍區鎮守府建築地土木監督トシテ兩地出張被仰付　海軍三等技師　石黒五十二
第二海軍區鎮守府建築地造家主任トシテ同所出張第三海軍區鎮守府建築地造家主任兼務トシテ同所出張被免更ニ第二海軍區第三海軍區鎮守府建築地造家監督トシテ兩地出張被仰付　海軍四等技師　曾禰達藏

○和蘭憲法改正議案　本年二月二十三日海牙府發の電報に據れば和蘭國第二院に於ては此程憲法改正議案の總會議を結了し十名に對する七十二名の多數を以て代議士の數を增加せんとを請求せる議員カンシエニュースの動議を否決し又二十七名に對する五十七名の多數を以て憲法の改正を選擧法の改正に限らんとを請求せる右黨員の動議を否決したりといふ

○電話機の實用上に於ける程度　電話の通じ得べき距離幾干哩なるべきやは學術上の問題あれども實用的の問題は其學理上通じ得べしと爲す所の距離如何にあらず實地通信用に充て又利益あるべきの哩數如何にあり由て玆にドクトル、ウ井ーツバック氏の研究算測せる所を擧げんに電話は千二百五十哩の距離に通し得べしと雖も此距離に電話機を架設するには五万弗の費用を要するを以て營業を爲すに當りては毎分時に五志を收得せざるべからず然れば商賈ある通話を爲すにも二三磅即ち通常電信料の十倍許に當る額を拂はざるべからず然れども距離三百哩以下なるときは電話は却て電信より低廉なるべし又三百十哩なれば電話、電信共に其通信料略ぼ相同じく之より以上の距離に通信するには電話は常に電信の低廉なるに若かずと云ふ

○獨逸鉛筆製造業の景況　近頃發兌の獨逸國政治經濟雜誌に鉛筆製造の起原及現時製造の景況等を錄載せり即ち左に其要領を摘訳せん鉛筆を製出せしは遠く千五百六十五年中の事なりと雖ども世上に於て多く之を用ふるに至りたるは千六百六十年中英國の北部カンバーランドに於て一大黒鉛坑を發見せし以後の事なりとす然れども第十七世紀の末迄は嚴重に黒鉛の採取高を限定せり是れ主として黒鉛坑の速に窮盡せんとを慮りてなり例へばカンバーランド黒鉛坑の如きは終年間之を採取する日數を僅に六週間と定めたり但し獨逸國に於て鉛筆を製造するに至りたるは千七百年の頃にして當時專らニユウルンベルクに於て製造せり爾來今日に至る迄同所に於ける該製造業は漸次盛大に趣き近年歐洲諸國に於て需用する鉛筆は過半該地の製品を仰ぐに至れり是を以て目下ニユウルンベルクの同製造所は都合二十六箇の多きに達し之が製造に從事する工夫の總數五千五百人毎年の製造高二億五千本にして此價額九百万馬ありと云ふ

○中央亞細亞汽馬車鐵道敷設案　頃日アスハッドよりメシエドに至る延長二百三十ウエルスト（一ウエルストは凡そ九町零七八）の馬車鐵道敷設案を高加索地方長官の許に呈出したる商人エス、カー、ニコラーエフ氏は嘗に商況視察のため中央亞細亞地方及波斯國に遊歷せしが千八百八十一年に締結せるテヘラン條約に基き今時に敷設に着手せんとするアスハバッド及メシエド間の車道は充分の効力を顯發し能はざることと並に兩所間に最も適當せる道路は馬車鐵道にしてアレキサンドロフスキー製造所及彼得保間の馬車鐵道に啓しき小形の蒸氣鐵車を使用すべきことを確知せり今其理由中の重なるものを擧れば右の馬車鐵道は其費用を最も低減にし且つ其運轉の最も迅速なる事、又假令兩所間に車道を敷設するも之に運送車を使用するには若干の歳月を要するのみならず貨物のためには車道を硬堅に築造するよりも寧ろ從前の如く路道の柔軟なるを以て優れりとする事、又車道の敷設は兩所間の運賃に毫も影響を及ぼすとなきも馬車鐵道は之を半額に減少し得る事特に馬車鐵道の便益は以上擧示せるもののみに止らず尚ほ中央亞細亞各市場中の要地たるメシエド府を接近せしむるの効力あるものあり玆に又一の注目すべき事項あり即ち露國の貨物が近來同府に於て一大販路を開きエズドを經て同府に輸入する英國製の貨物は商利を專にする能はざるに至りたると是あり故に我商業にして同地方へ迅速なる運搬路を得れば中央亞細亞の市場に於て我商權を掌握するとは甚だ容易なりと謂ふべし現に莫斯科府コンシン製造所の織物類は波斯國北部の各市場に於て外國の織物類を壓倒し金屬類製造品の大販賣所を同地方に創設するの日も亦將に近きにあるべし該會の總代人たる商人ニコラーエフ氏は遠からずしてテヘラン及メシエドの兩府に於て之を設置することの計畫中なりと云ふ又波斯國皇帝は可成的露國の商人等を國內に誘引し爾他外國の商人等と競爭を起さしめ以て物價の下落を謀らんがため右のニコラーエフ氏を宮内省の用達と爲し同氏に獅子及太陽勲章を贈與せられたり吾人はニコラーエフ氏に對し速に其事業を擧げて以て中央亞細亞の市場は昔日の如く[illegible]せる地方[illegible]ることを我商人等に示されんことを切期す」後裏海州鐵道敷設以來露西亞國は未だ曾て歐洲製品の何物たるを關知せざる地方に接近せり我商人等が内國製貨物の販賣[illegible]せり決して之を失ふべからず[illegible]時にして巨万の富を致せ[illegible]の貿易に最も適し貨物の[illegible]むべきは該地方に販賣せる[illegible]堂々たる商務局あり工業[illegible]何ぞ早く迷夢を破却せざる[illegible]らば誰に向ひてか其不便の[illegible]書宜しく今日を以て之が[illegible]免れざるべし

雜報

○電信局新設　遞信[illegible]最上郡新庄驛に新設[illegible]山形よりの電線架設[illegible]局は來月上旬頃なら[illegible]

○金圓寄贈　東京府[illegible]く窮民を撫恤せるを[illegible]のと起し毎年五月十[illegible]を販賣して其賣得金[illegible]會員募集中なるが今[illegible]贈されたりといふ

○支那の貴顯、說を[illegible]れば支那帝國に於て[illegible]の改革及び鐵道の敷[illegible]始め滿州出身の貴族[illegible]の官吏は李鴻章及び[illegible]守舊說と唱へ居る趣[illegible]

○故グラント將軍の[illegible]細君より贈りたる書簡[illegible]よしあるが右の書簡[illegible]ものにて五十年前の[illegible]と云へり

○大日本織物協會[illegible]通常會員五百六十八[illegible]

○監獄移轉地　石川[illegible]場所に非ずとい[illegible]も認めたる處にて既[illegible]決し且同敷地購求費[illegible]事者にては右地所を[illegible]諮問し南葛飾郡砂村[illegible]とありしを以て一昨[illegible]由なり尤も同地所は[illegible]漸次他より土砂と運搬[illegible]る筈にて敷地築了の[illegible]間位に監獄を建築[illegible]

○歐洲戰爭の費用[illegible]ナエフル氏の計算に[illegible]を開くに至らむ其戰[illegible]磅(大凡三十二億圓)を[illegible]獨逸は澳地利匈牙利[illegible]く時は十二億磅の軍[illegible]日歐洲に於て一大戰[illegible]に分散せざるを得ざる[illegible]

○廣部銀行　日本橋[illegible]ケ私立同銀行設立を[illegible]せしが右は去る十二日[illegible]頭坂に廣部淸左衛門氏[illegible]し來月二日より開業す[illegible]といふ

○代言人の建白　大坂[illegible]郎の兩氏は高等代言人[illegible]京する大坂控訴院[illegible]法大臣に差出す筈なる[illegible]